

国民健康保険税について

国民健康保険税とは

国民健康保険税（国保税）は、加入されている被保険者の医療費や給付に充てられる国民健康保険制度の貴重な財源です。納期内に納めましょう。

国保税の納め方

■ 納める人は世帯主

国保税は、世帯主が税を納める人すなわち**納税義務者**となります。そのため、世帯主が国保に加入していないなくても同一世帯に一人でも国保の被保険者がいれば納付書は世帯主に送られます。

■ 納め方

国保税の納期は、7月から2月までの8期に分けて納めます。年度の途中で加入した人は、届け出をした月の翌月から2月まで納めます。

納付の方法は、口座振替と現金納付の2種類です。口座振替にするには「**口座振替依頼書**」による届け出が必要です。納付に便利な口座振替をお勧めします。

■ 国保税は年齢により異なります

国保税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分があり年齢により異なります。

40歳未満の場合	医療分　後期高齢者支援金分
40歳以上65歳未満	医療分　後期高齢者支援金分　介護納付金分
65歳以上の場合	医療分　後期高齢者支援金分

国保税の決まり方

■採用方式

当村が採用している方式は4方式で、県が算定した標準保険料（税）率を参考に、村が次の項目ごとに保険税率（額）を決定します。それらを合計して世帯ごとの国保税が決められます。

所 得 割	世帯の被保険者の所得に応じて計算
資 産 割	世帯の被保険者の資産に応じて計算
均 等 割	加入している被保険者数に応じて計算
平 等 割	一世帯あたりにいくらと計算

■国保税率（額）

国保税の税率（額）は、加入者の前年所得の総額、被保険者数、県が算定した納付金、医療費などを基に毎年必要な保険税額を決定します。

令和6年度の税率（額）は次のとおりです。

	所得割（%）	資産割（%）	均等割（円）	平等割（円）
医療分	6.50%	5.00%	24,000円	24,000円
後期高齢者支援金分	3.50%	2.20%	10,500円	10,000円
介護納付金分	2.50%	1.50%	9,500円	9,000円

■課税限度額

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれに課税限度額が設けられています。

課税限度総額	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
1,060,000円	650,000円	240,000円	170,000円

国保税の減額・減免

■所得に応じた減額

前年の世帯の総所得額に応じて次のとおり均等割額と平等割額が減額されます。

減額割合	世帯主と被保険者数の前年の世帯の総所得額等の合計額
7割	43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
5割	43万円 + 29万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
2割	43万円 + 53.5万円 × (被保険者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

※国保に入っていない世帯主（擬制世帯主）の所得も軽減判定に含まれます。

※被保険者数は、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度に移行した人を含みます。

※給与所得者等の数は、一定の所得（農業、年金、事業など）がある人です。

軽減判定の基準日は、4月1日です。年度途中の加入世帯は、資格取得日です。収入等がない人でも未申告の場合は、軽減が受けられない場合がありますので、確定申告をしてください。（税法上の被扶養者で収入がない方は除く。）

■未就学児の減額

子育て世代の経済的負担を軽減するため、未就学児の被保険者の均等割額を2分の1減額します。なお、所得の減額が適用された世帯の未就学児の均等割額は、減額後の金額に対して2分の1減額します。

■職場をやめた人の減額

会社の都合により離職した雇用保険の特定受給資格者、正当な理由のある自己都合により離職した特定理由離職者については、申請により前年の給与所得を10分の3に減額して計算します。詳しくは、国保税窓口にお問い合わせください。

■出産する人への減免

出産する被保険者の所得割額と均等割額が産前産後期間相当分（4か月分。多胎妊娠の場合は6か月分）免除されます。

■その他の減免

村国保税条例により減免、減額が受けられる場合があります。国保窓口にご相談ください。